

2022

5月

No.577

か り や



か

り

や



静刻（長野県茅野市）

写真提供：田中 勝志 氏

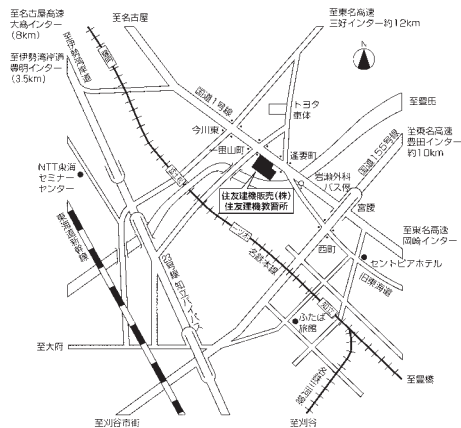
も く じ

着任挨拶.....	1	入会事業所紹介.....	13
令和4年度 愛知労働局行政運営方針および最重点課題	2	『企業の労働110番「労働相談室」設立式典』開催	14
令和3年 愛知の労働災害発生状況	4	「育児休業・パパ育休研修」研修開催	15
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	8	無災害記録証伝達式.....	16
愛知県の全産業死亡災害.....	8	監督署だより.....	17
労働者死傷病報告書受付状況.....	10	エッセイ 労務屋の昨今.....	18
2022年度の重点施策について	11	会員だより.....	20
2021年度 第3回理事会開催される	13	お知らせ.....	21

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																														
	日 月 火			水 木 金			土 日 月			火 水 木			金 土 日			月 火 水			木 金 土			日 月 火			水 木 金			土 日 月			
移動式クレーン	●学科試験																														
クレーン・テリック	学科講習 学科実技併合																														
衛生管理者																															
車両系建設機械	14Hコース 18Hコース 38Hコース																														
解体用機械																															
不整地運搬車																															
小型移動式クレーン																															
玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合	4/29～5/8まで休載を預めいたします。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。																														
高所作業車																															
床上クレーン																															
ガス溶接																															
特別教育	自由研削砥石 高所特別 粉じん作業 アーク溶接 小型車両系 機械研削砥石 クレーン特別 14Hコース 14Hコース ローラ特別 高所特別 自由研削砥石 フルハーネス 巻上げ機(ウインチ) フルハーネス																														
安全衛生教育等	列払機取扱教育 振動工具 職長教育																														

	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																													
	水 木 金			土 日 月			火 水 木			金 土 日			月 火 水			木 金 土			日 月 火			水 木 金			土 日 月					
移動式クレーン																														
クレーン・テリック	学科講習 学科実技併合																													
衛生管理者																														
車両系建設機械	18Hコース 38Hコース																													
解体用機械																														
不整地運搬車																														
小型移動式クレーン	土日コース																													
玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																														
高所作業車																														
床上クレーン																														
ガス溶接																														
特別教育	小型車両系 アーク溶接 自由研削砥石 クレーン特別 14Hコース 14Hコース 低圧電気取扱 高所特別 フルハーネス アーク溶接 小型車両系 機械研削砥石 ローラ特別 自由研削砥石 アーク溶接 自由研削砥石 フルハーネス 巻上げ機(ウインチ) フルハーネス 高所特別 フルハーネス																													
安全衛生教育等	列払機取扱教育 有機溶剤 振動工具 丸のこ 職長教育																													



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

着任挨拶

刈谷労働基準監督署 署長 橋本 圭一



刈谷労働基準協会の会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動により、刈谷労働基準監督署長として着任しました橋本と申します。刈谷署での勤務は初めてとなります。早期に管内状況を把握し、職務に尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、愛知県内における有効求人倍率は、令和2年9月には、1.02倍まで低下し、その後、令和2年12月まで横ばいが続く状況となっていました。令和3年1月以降、基幹産業である自動車関連製造業を中心とする製造業の生産回復に伴い、緩やかながら改善の基調がみられ、令和4年2月には1.30倍となっているところです。しかしながら、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻の影響や新型コロナウイルスの再拡大の懸念等経済動向の先行きは非常に不透明な状況となっており、雇用情勢に係る影響も懸念されるところです。

東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）における労働時間の状況をみてみますと、週60時間以上（時間外労働・休日労働が1か月80時間超に相当）の雇用者数の四半期ごとの割合は、令和元年度末に前年7.0%から1.5ポイント減少し、令和2年度末においても前年5.5%から0.4ポイント減少していましたが、令和3年度4月～6月期は前年4.1%から0.7ポイント上昇し、同7～9月期には前年4.9%から0.2ポイント減少した後、同10～12月期は前年5.4%から6.0%と0.6ポイント増加しており、長時間労働は上昇傾向にあります。

また、愛知県内における労働災害の発生状況につきましては、令和3年の死亡災害は、26人と前年の50人から半減し、過去最少となっています。一方、休業4日以上死傷災害の状況は、7,989人と前年同期に比べ、529人増加しています。

当署管内の労働災害の状況につきましても愛知県内の労働災害発生状況と同様の傾向にあり、死亡災害については、令和2年は3人でしたが、令和3年は0人を達成しています。しかしながら、休業4日以上労働災害発生状況は当署管内においても前年より97人増加し、604人となっています。

こうした状況を踏まえ、令和4年度の労働基準行政は、改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、中小企業を中心とする改正労基法等の周知及び支援、管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止等を重点課題として取り組んでまいります。

上記課題に対する各種対策をより円滑に進めるためには、皆様のご支援が不可欠となりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念等の問題が一刻も早く収束に向かうことを祈念し、また、貴協会及び会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。

令和4年度 愛知労働局行政運営方針および最重点課題

令和4年度の愛知労働局運営方針では、

- 雇用安定の実現やデジタル人材育成に関する課題と対策
- 多様な人材の活躍促進に関する課題と対策
- 誰もが働きやすい職場づくりに関する課題と対策

の三つを最重点課題として位置づけ、四行政（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）の連携を密にし、労働行政を総合的に推進してまいります。

労働基準部では、以下の内容で対策を推進してまいります。

1. 最重点課題の対策

(1) 誰もが働きやすい職場づくりに関する課題と対策

①長時間労働の是正

月80時間超の時間外・休日労働が行われていると考えられる事業場については、その全数に対し監督指導を実施し、長時間労働の削減とともに、労働時間の適正把握や割増賃金の全額支払いを徹底させることにより、その定着を図ります。また、長時間の過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対しても、全数監督を実施し、上記指導に加えて、過労死等が発生した原因究明を行い、再発防止対策の確立とその徹底を指導します。

②長時間労働につながる取引慣行の見直し

長時間労働の要因の一つともいえる大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等の中小企業への「しわ寄せ」防止については、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発を行う等、引き続き、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

③生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む事業者の支援

中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ、労働時間短縮等に向けた具体的な取組を行って働き方改革が実現できるよう、中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援等を推進します。

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

これまで愛知労働局が安全衛生管理の重点として推進してきたリスクアセスメントのプロセスは、生産性や品質向上等を図るプロセスと一体をなすことが可能なものです。そこで、事業者が安全衛生管理を事業運営と一体的に捉えて、労働災害防止に係るリーダーシップを発揮する「安全経営」の理念の下、成熟した安全衛生管理の定着に向けた、より効果的な発信等を図ることとします。

具体的には、以下の取組を重点的に推進します。

①重篤な労働災害防止に向けた業種毎の課題に応じた対策

重篤な労働災害を防止するためには、作業に関わる危なさ（リスク）を把握し、リスクに応じた適切な管理を行うことが必要です。また、適切なリスク管理のためには、リスクアセスメントの正しい理解が必要です。

そのため、昨年度に引き続き、「リスクアセスメント出前講座」の開催を中心としてリスクアセスメントの普及促進に努めるとともに、より一層、リスクアセスメントの導入・定着を図るために「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言」制度の浸透を図ることとします。

②高齢労働者の労働災害減少に向けた対策

高齢化社会の進展に伴い、近年、労働災害の被災者の約25%が60歳以上の高齢労働者となっており、高齢労働者の体力面等の特性を踏まえた対策を推進することが喫緊の課題となっていることから、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策の推進を図ることとします。

③労働者の健康確保に向けた対策

職場における化学物質等についての自律的な管理への移行が検討されている中、化学物質リスクアセスメントを中核とした実効性ある管理の仕組みの定着が求められています。

また、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防ぐための管理の仕組みや、治療と仕事の両立支援の仕組みの定着も、それぞれ求められています。

こうした課題に加えて、熱中症予防対策、腰痛対策等を中心とした職業性疾病予防対策及び改正石綿障害予防規則等の推進についても重点的に取組み、労働者の健康確保を図ることとします。

2. 最重点課題以外の各種対策

(1) 働き方改革関連法の遵守・定着に向けた対策

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務、労働時間の状況の把握義務の三本柱を始めとした改正労働基準法等の遵守状況を確認の上、必要な指導・支援を行います。

また、時間外労働の上限規制が猶予されている建設業、自動車の運転業務及び医師については、業界団体や所管官庁と連携した説明会を開催するとともに、監督署の「労働時間相談・支援班」によるきめ細かな支援により、事業場における自主的な取組と気運の醸成を図ります。

(2) 労働者の安全確保対策

①製造業

広くリスクアセスメントの理解・促進を図り、特に災害が多発している事業場に対し重点的に指

導を行う等、リスクアセスメントを軸とした安全衛生管理の向上を図ります。

②建設業

施工業者に対して作業計画段階におけるリスクアセスメントの実施の定着を図るとともに、発注者に対しては施工時期の平準化や建設生産プロセスにおける新たな取り組みとしての全体最適の導入等について要請を行います。

③陸上貨物運送事業（道路貨物運送業、陸上貨物取扱業）

荷役作業時における「墜落・転落」災害が多く発生していることから、災害が発生した事業場に対して、労働災害検証結果報告書等を活用した自主管理向上のための指導を行うほか、荷主等に対して文書要請を行うことにより、荷役作業時における作業環境の安全化を推進します。

④第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）

管内での波及効果が期待できるリーディングカンパニー等を構成員とする自主的な安全衛生管理の向上を図るための協議会を運営し、そこで得られた知見に基づき指導を行うとともに、当該指導で得られた情報を協議会にフィードバックすることで、業界全体における安全衛生管理水準のスパイラルアップを図ります。

⑤転倒予防対策

厚生労働省が主唱している「ストップ転倒災害プロジェクト」に基づく対策の推進に併せて、愛知労働局が制作した「愛知労働局転倒予防体操」の取組啓発を推進します。

⑥外国人労働者の労働災害防止対策

言葉の問題により、外国人労働者が内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育が求められることから、厚生労働省ホームページに掲載された外国語の安全衛生教育教材の周知・活用の徹底を図ります。また、技能講習等を行う講習機関において外国人労働者に配慮した講習の実施について働きかけを行います。

(3) 労働者の健康確保対策

①労働者の心身の健康確保のための総合対策

健康診断の実施等を中心とした健康確保措置と、それらを踏まえた健康確保増進措置の総合的な実施の推進に努めます。

②化学物質・粉じんによる健康障害防止総合対策

令和3年7月の「職場における化学物質等のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、今後の化学物質管理の中核となる化学物質リスクアセスメント等についての認識を深め、自律的な管理の重要性について普及促進を図ります。

また、粉じん対策については、平成30年度から令和4年度までを実施期間とする「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく推進を図るとともに、自律的な管理のための知識普及に努めます。

③石綿による健康障害防止対策

地方自治体と情報共有を図りつつ、令和2年等に改正された石綿障害予防規則の遵守徹底を図ります。特に、令和4年4月着工の工事から適用される事前調査結果の報告の徹底等について、事業者に必要な指導を行います。

④熱中症予防対策

熱中症の発生件数は暑さ指数と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能であることから、予防対策を考慮し、夏期を迎える前に、パンフレット「熱中症を防ごう」を活用した集中的な取組と推進を図ります。

⑤受動喫煙対策、事務所等における労働衛生対策

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」と令和3年12月施行の改正事務所衛生基準規則等（照度に関する規定は令和4年12月施行）等について周知を図り、円滑な施行に努めます。

⑥職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

引き続き「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や感染防止に関する「取組の5つのポイント」等の普及に取り組みます。

(4) 法定労働条件の確保・改善対策

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、企業に対して適切な労務管理に関する啓発指導を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって倒産した企業の未払賃金については、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用し、被害労働者の救済を図ります。

監督指導において労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を図ります。なお、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導し、重大悪質な事案については司法処分を含め、厳正に対処します。

(5) 最低賃金の適切な運営に向けた対策

県内経済動向、地域の実情等を踏まえ、愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、あらゆる機会を捉えて、改定された最低賃金額の周知徹底を図ります。

また、最低賃金の履行確保に問題があると考えられる事業場に対しては監督指導を行っていきます。

(6) 労災補償制度の適切な運営に向けた対策

労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準に基づいた適切な認定を行っていきます。

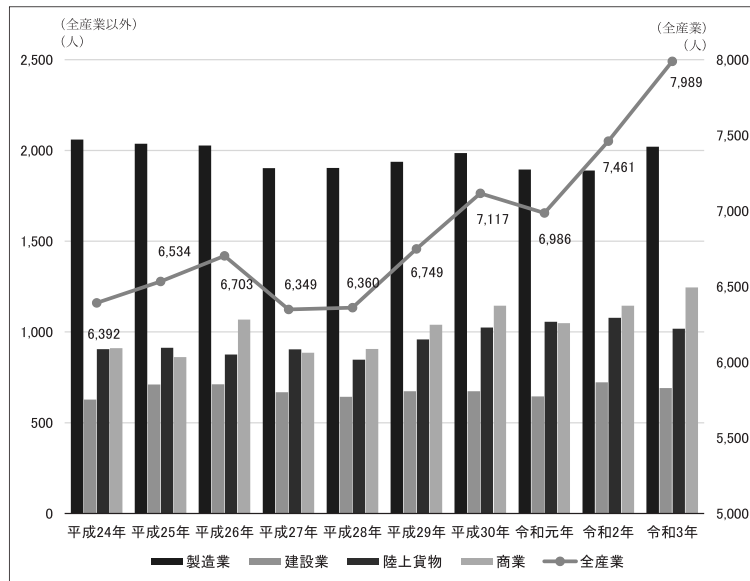
特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑困難事案については、脳・心臓疾患に係る認定基準の改正を踏まえ、関係部署が連携して、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層迅速な処理に努めてまいります。

令和3年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者数の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、平成30年までの増加傾向から令和元年には減少に転じたが、令和2年度には再度増加し、令和3年度は平成24年以降最多であった。死傷者数の多い4業種について、年別の発生状況を以下、分析した。



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889	2,021
建設業	627	711	712	668	643	674	673	645	723	691
陸上貨物	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078	1,011
商業	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145	1,245
全産業	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461	7,989

単位: 人

令和3年の愛知県内における死傷者数(休業4日以上)は、7,989人(対前年比528人(7.1%)増加)

うち 製造業 2,021人(対前年比132人(7.0%)増加)

最も多い事故の型は、「はさまれ・巻き込まれ」で528人(割合は26.1%対前年比29人(5.8%)増加)

建設業 691人(対前年比32人(4.4%)減少)

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で214人(割合は31.0%対前年比20人(10.3%)増加)

陸上貨物運送事業 1,011人(対前年比67人(6.2%)減少)

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で282人(割合は27.9%対前年比17人(5.7%)減少)

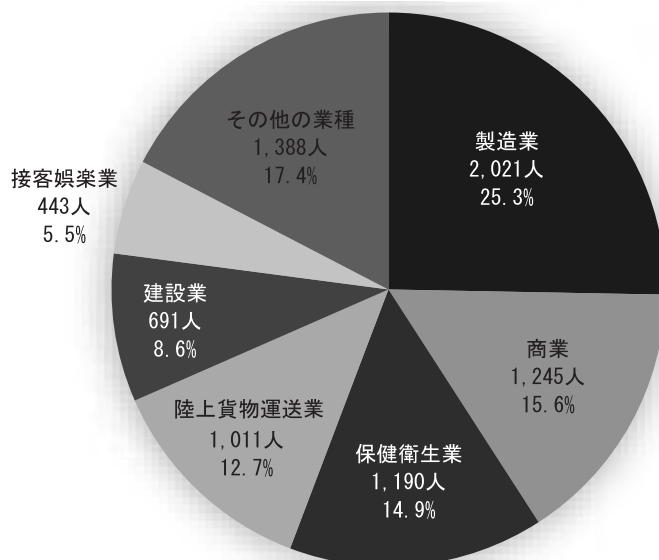
商業 1,245人(対前年比100人(8.7%)増加)

最も多い事故の型は、「転倒」で421人(割合は33.8%対前年比69人(19.6%)増加)

2 死傷災害の特徴

2-1 業種別の発生状況

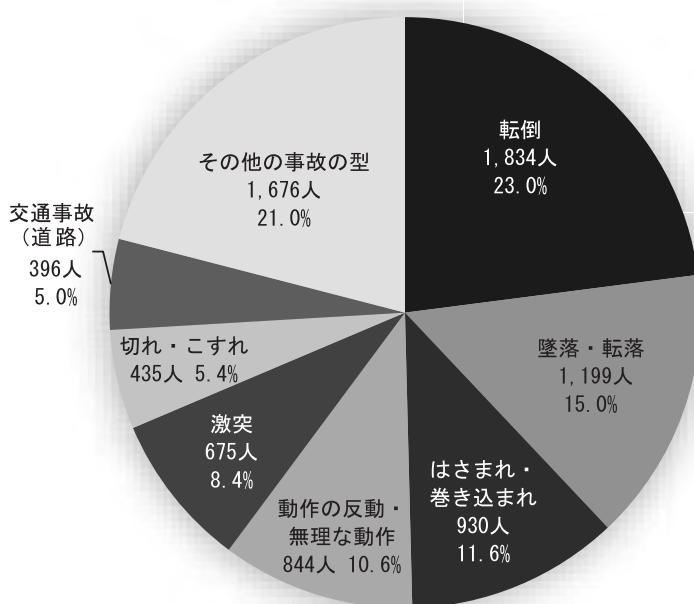
製造業が2,021人と最も多く、死傷者数全体の25.3%を占めている。次いで、商業が1,245人(15.6%)、保健衛生業が1,190人(14.9%)、陸上貨物運送事業が1,011人(12.7%)の順になっている。



2-2 事故の型別の発生状況

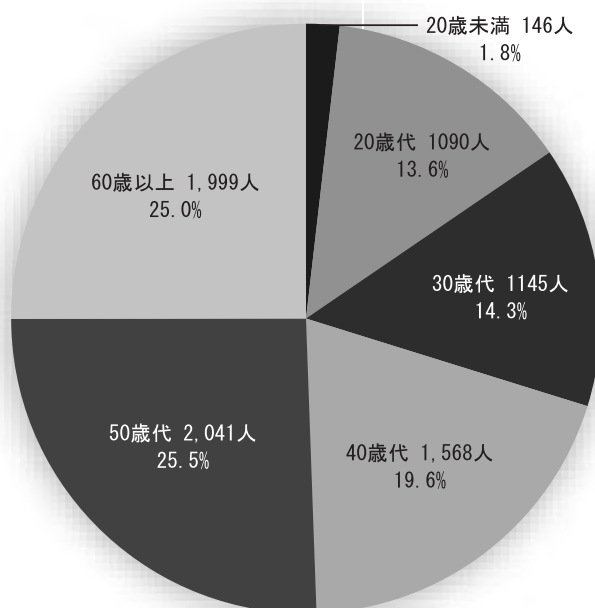
全産業における事故の型別の発生状況を見ると、「転倒」が1,834人(23.0%)、「墜落・転落」が1,199人(15.0%)、「はさまれ・巻き込まれ」が930人(11.6%)と3つの型で49.6%を占めている。

特に第三次産業(商業・保健衛生業・接客娯楽業)においては、「転倒」が29.3%(843人)と全業種より6.3ポイント高くなっている。



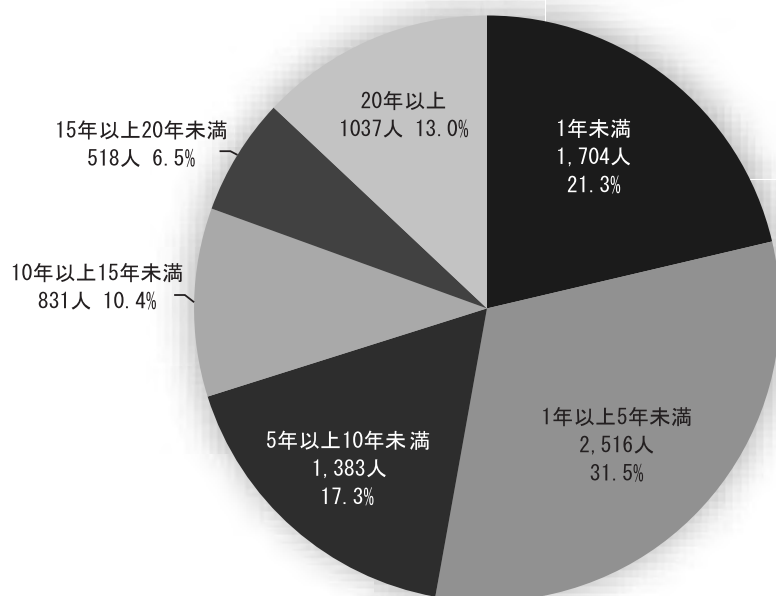
2-3 年齢別の発生状況

50歳代が2,041人（25.5%）、60歳以上が1,999人（25.0%）であり、50歳以上で約半数（50.5%）を占めている。

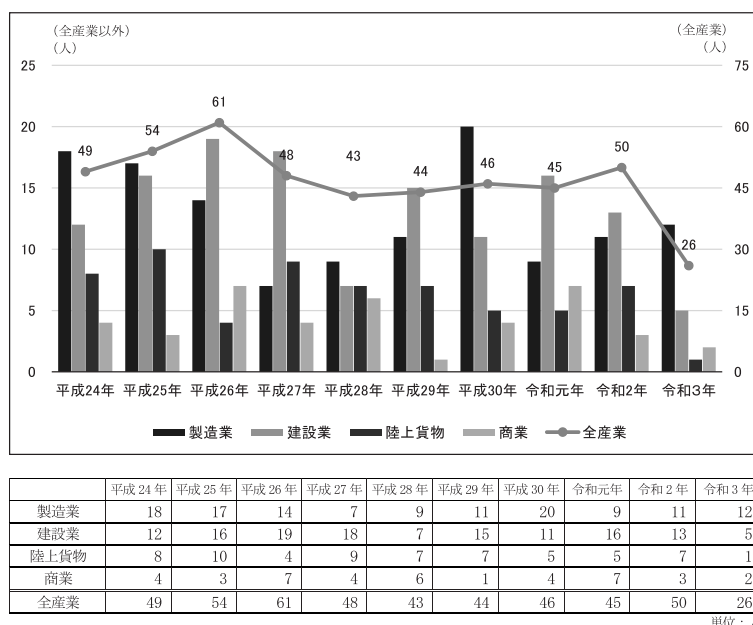


2-4 経験年数別の発生状況

1年未満が1,704人（21.3%）、1年以上5年未満が2,516人（31.5%）であり経験年数5年未満の発生率が52.8%を占めている。



3 死亡災害の発生状況



令和3年の愛知県内における死亡災害の発生件数は26人と前年から24名減、平成24年以降最少となった。

3-1 死亡災害の概況

死亡災害の発生件数 26人 (対前年比 24人 (48.0%) 減少)

うち **製造業** 12人 (対前年比 1人 (9.1%) 増加)

最も多い事故の型としては、「はさまれ・巻き込まれ」で5人(割合は41.7%)

建設業 5人 (対前年比 8人 (61.5%) 減少)

最も多い事故の型としては、「墜落・転落」で4人(割合は80.0%)

陸上貨物運送事業 1人 (対前年比 6人 (85.7%) 減少)

事故の型としては、「交通事故(道路)」で1人

商業 2人 (対前年比 1人 (33.3%) 減少)

事故の型としては、「交通事故(道路)」で2人

3-2 事故の型別の発生状況

令和3年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」7人、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故(道路)」それぞれ5人、「崩壊・倒壊」及び「激突され」それぞれ2人であった。

この5つの型で80.8%を占めている。

3-3 年齢別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で4人、40歳代で5人、50歳代で4人、60歳代以上で11人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で57.7%、60歳以上の高年齢労働者で42.3%を占めている。

3-4 経験年数別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が11人、5年以上10年未満が3人、10年以上15年未満が1人、15年以上20年未満が4人、20年以上が5人であった。

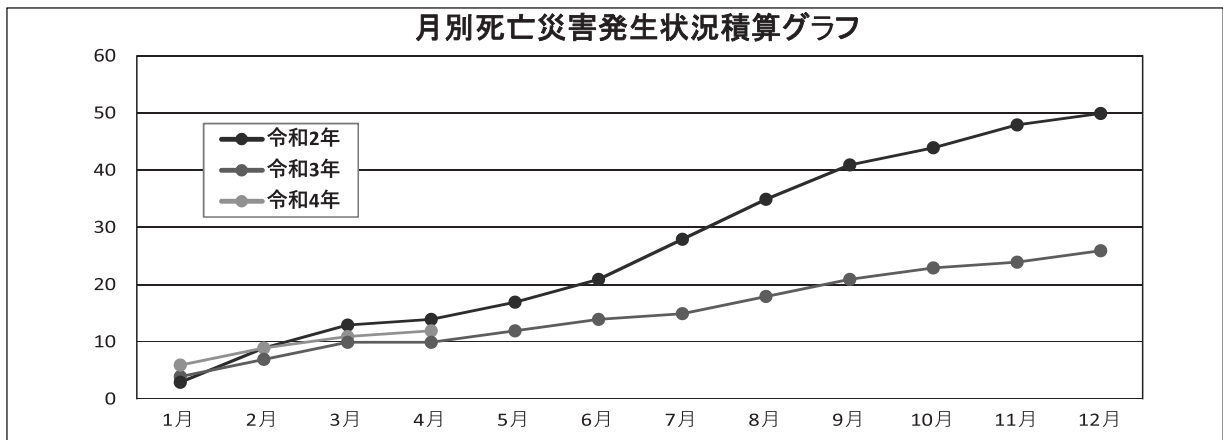
経験年数5年未満が50.0%を占めている。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年4月8日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和4年（速報値）	令和3年同時期（速報値）	令和3年確定値
製 造 業	造 業	3	5	12（1）
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		1	2
	金 属 製 品	2		1（1）
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	1	4
	そ の 他		1	3
建 設 業	設 業	5	2	5
	土 木 工 事 業	1		
	建 築 工 事 業	3	2	5
	そ の 他	1		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1		1（1）
商 業	業			2（2）
	卸 売 業			
	小 売 業			2（2）
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業		1		
上 記 以 外 の 事 業		2（1）	1	6（1）
合 計		12（1）	8	26（5）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和4年4月8日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R4.3.17. 9:15	建築工事業 (木建以外)	9名以下	とび工	60代	20年	墜落・転落	その他の 仮設物等	型枠支保工の上に資材を仮置きするステージの設営作業中、ステージの床材を敷いている際に固定されていない床材を踏み抜いて約5.8m下に墜落した。
R4.4.5. 9:18	土木工事業	9名以下	土工	70代	30年	激突され	移動式 クレーン	クレーン機能を備えた車両系建設機械で、U字溝を積込む作業中に、意図せず運転者の服の袖が操縦レバーに触れた等により、アームが急上昇したことで、跳ね上がった吊りクランプが玉掛中の被災者に激突した。

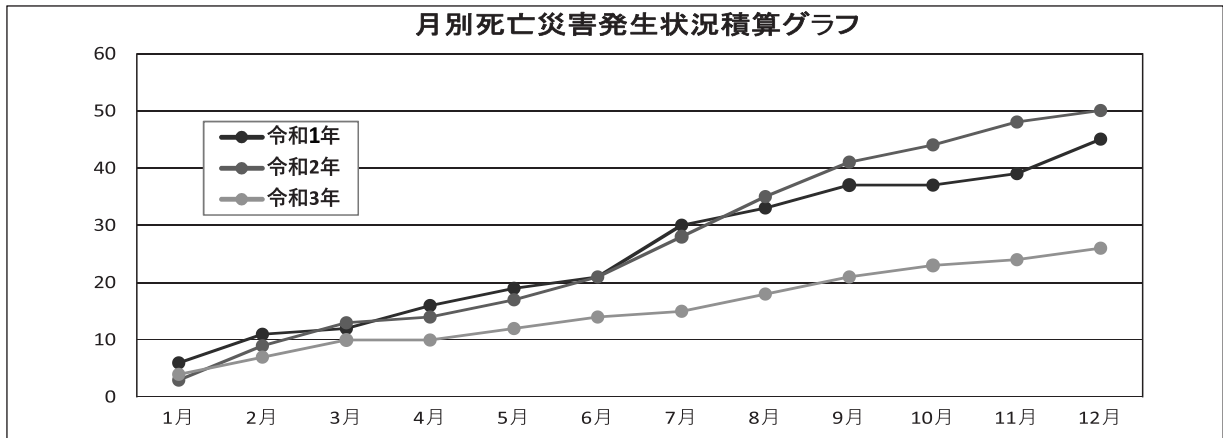
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年4月8日現在の確定値）

愛知労働局

業種	年別	令和3年（確定値）	令和2年同時期（確定値）	令和2年確定値
製 造	造 業	12（1）	11	11
	食 料 品 製 造 業	1		
	化 学 工 業	1	3	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2	1	1
	金 属 製 品	1（1）	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	4	4	4
	そ の 他	3	1	1
建 設	設 業	5	13（2）	13（2）
	土 木 工 事 業		4（1）	4（1）
	建 築 工 事 業	5	5（1）	5（1）
	そ の 他		4	4
陸 上 貨 物 運 送 事 業	業	1（1）	7（1）	7（1）
	卸 売 業	2（2）	3（1）	3（1）
	小 売 業	2（2）	2（1）	2（1）
	そ の 他		1	1
清 掃 ・ と 畜 業		3	3	
上 記 以 外 の 事 業		6（1）	13（2）	13（2）
合 計		26（5）	50（6）	50（6）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



令和4年度

労働保険の年度更新

（労災保険・雇用保険）

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。
●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省
年度更新お知らせページ
年度更新 お知らせ

申告と納付はお早めに

安心して働きたい！

6/1(水)～7/11(月)

厚生労働省
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

令和3年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和4年3月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	5		237		194	(1)	+43	-1	建 設 業 計			34		46	(1)	-12	-1
食 料 品	1		43		32		+11		土 木			9		3	(1)	+6	-1
織 維			2		1		+1		建 築			19		28		-9	
木材・木製品			1				+1		そ の 他			6		15		-9	
製紙・印刷			2		3		-1		交通・運輸業	1		68		65		+3	
化 学	1		10		14		-4		陸上貨物業	1		4		3		+1	
窯業・土石			11		9		+2		港湾荷役業			1				+1	
鉄鋼・非鉄			13		19		-6		商 業	2		77		62		+15	
金属製品			44		51	(1)	-7	-1	接客・娯楽業			30		21		+9	
一般機械			10		14		-4		清 掃 業			21		24		-3	
電気機械			5		4		+1										
輸送用機械	3		84		41		+43		そ の 他	1		132		92	(1)	+40	-1
その他製造			12		6		+6		合 計	10		604		507	(3)	+97	-3

※本統計は令和4年3月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

令和4年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和4年3月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	19		33		39		-6		建 設 業 計	7		10		3		+7	
食 料 品	3		6		9		-3		土 木	3		3		1		+2	
織 維									建 築	4		6		2		+4	
木材・木製品					1		-1		そ の 他			1				+1	
製紙・印刷	2		2				+2		交通・運輸業	5		8		17		-9	
化 学	1		2		1		+1		陸上貨物業					1		-1	
窯業・土石	1		1		3		-2		港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄	3		3		2		+1		商 業	6		13		9		+4	
金属製品	1		6		7		-1		接客・娯楽業	1		3		4		-1	
一般機械	3		4		2		+2		清 掃 業	1		1		1			
電気機械					1		-1										
輸送用機械	2		4		11		-7		そ の 他	6		14		31		-17	
その他製造	3		5		2		+3		合 計	45		82		105		-23	

※本統計は令和4年3月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

2022年度の重点施策について
「誰もが自らの能力を高め・発揮し、安心して生きがいや
働きがいをもって活躍できる愛知」を目指して



愛知県労働局長 日高 啓視

4月1日付けで愛知県労働局長に就任しました日高でございます。労働行政の推進に向けて、関係の皆様と連携して積極的に取り組んで参りますので、よろしくをお願いいたします。

愛知県では、2020年12月、中長期的な視点から本県の産業労働分野の方向性を示す「あいち経済労働ビジョン2021-2025～危機を乗り越え、世界に輝く国際イノベーション都市へ～」を策定し、現下の危機である新型コロナウイルス感染症に対応した『緊急対策』に全力で取り組むとともに、『誰もが安心して生き生きと活躍できる環境づくり』、『愛知の産業を担う人財力の強化』等を進めていくこととしております。

県民・企業の皆様方には、感染防止対策の徹底、不要不急の行動の自粛、テレワークの推進など、様々なお願いをしておりますが、オール愛知一丸となって、この感染症を克服し、一日も早く日常を取り戻すとともに、このビジョンに基づく取組を着実に実施し、経済の力強い回復を実現してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

まずは、『緊急対策』として、コロナ禍における雇用環境に対応し、就労及び雇用維持を支えるための取組を進めてまいります。事業主・労働者双方からの雇用・労働問題に関する相談機能の充実や、失業を余儀なくされた求職者等を対象とした就職面接会の開催、再就職に向けた職業訓練の拡充を図ってまいります。また、コロナ禍により雇用過剰となった従業員を、在籍したまま一時的に人手不足企業に出向させる在籍型出向を推進するため、2021年3月、愛知労働局と共同で『愛知県「失業なき労働移動」推進プラットフォーム』を設置し、関係機関と情報共有・連携強化を図るなど、雇用維持に地域を挙げて取り組んでいるところです。

この他、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における働き方として取組が進むテレワークの導入・定着を図るため、2021年3月に策定した「あいちテレワーク推進アクションプラン」に基づき、2023年度までの3か年で、中小企業におけるテレワーク導入率30%をめざしてテレワークの導入支援を集中的に行っているところです。今年度も「あいちテレワークサポートセンター」において、専門家による導入に関する相談や機器操作体験、アドバイザー派遣などを実施するとともに、新たにテレワーク機器の貸出による職場での試行支援を行います。また、「あいちテレワーク・モデルオフィス」を併設し、テレワーク体験が可能な勤務環境の提供、テレワーク環境に関する相談、テレワーク関連設備の展示を行います。この他、テレワークの導入・定着に向けたテレワーク・スクールや働き方改革推進のためのフォーラム及びセミナー等も引き続き開催してまいります。

次に、『誰もが安心して生き生きと活躍できる環境づくり』では、若者、子育て女性、高齢者、障害者、定住外国人、UIJターンを希望する方等に対して、それぞれに対応した相談窓口を設け、個々の特性やニーズに応じた就労支援の取組を実施してまいります。障害者雇用を促進するため、初めて障害者を雇用した中小企業に対して奨励金を支給するほか、愛知労働局と共同で設置した「あいち障害者雇用

総合サポートデスク」において、受入れから職場定着まで一貫した支援を実施いたします。また、不安定な就労状態の方が多いう就職氷河期世代の正社員化を進める取組を強化するとともに、県内の労使及び行政機関等が連携して、11月第3水曜日の「愛知県一斉ノー残業デー」を始めとする定時退社やテレワークなどの取組を呼びかける「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開してまいります。

次に、『愛知の産業を担う人財力の強化』では、本県の強みであるモノづくりを支える人材の育成に引き続き取り組むとともに、本年3月に策定した「あいちデジタル人材育成支援アクションプラン」に基づき、デジタル人材育成を通じて県内産業のデジタル化・DXを進めてまいります。2022年度においては、中小企業に対し、アドバイザーを派遣し、研修カリキュラムの作成から研修実施、研修後のフォローアップまでの支援を行うモデル事業や、現場リーダー・一般社員向けなど階層に応じたデジタル人材育成研修を実施いたします。また、名古屋高等技術専門学校等において、在職者向けのデジタル分野のスキルアップ講座を大幅に拡充するとともに、離職者向けに経済界のニーズに即したデジタル人材育成カリキュラムによる職業訓練を民間教育訓練機関で行うなど、デジタル技術を活用できる人材の育成支援に取り組んでまいります。

さらに、岡崎高等技術専門校のリニューアル工事を進めており、一部使用開始に伴い、2022年4月から新たに、自動車産業で主流となっている3次元CAD「CATIA V5」を6カ月で学ぶ3Dモデリング科や機械金属加工分野に必要な知識・技能を2年間で総合的に学ぶ機械技術科の訓練を開設しており、2025年度からはさらにロボットシステム科（仮称）を新設する予定です。

この他、産業人材育成に関する総合的な相談窓口である「愛知県産業人材育成支援センター」を核として、産学行政が連携して中小企業の人材育成を支援するとともに、技能五輪メダリスト等による小中学校等への出前講座の実施や小中学生を対象としたロボット製作とプログラミング制御による競技大会の開催、技能五輪国際大会の招致などを通じて、技能の継承や技能を尊重する社会的気運の醸成を図ってまいります。

2022年度の本県労働行政における主な取組については、以上であります。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、経済・雇用環境の先行きも不透明な状況が続いております。今後とも、状況に応じて必要な施策を適切なタイミングで実施してまいりますので、引き続き、御支援・御協力をいただきますようお願いいたします。

▼あいちテレワークサポートセンター ☎ 052-581-0510 ▼あいちテレワーク・モデルオフィス ☎ 052-526-0410 ▼ヤング・ジョブ・あいち ☎ 052-232-2351 ▼あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち） ☎ 052-485-6996 ▼あいち障害者雇用総合サポートデスク ☎ 052-583-1010 ▼外国人雇用に関する企業向け相談窓口・定住外国人向け就職相談窓口 ☎ 050-5527-0895 ▼あいちUIJターン支援センター ☎ 052-308-4859 ▼愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点 ☎ 052-433-1810 ▼愛知県産業人材育成支援センター ☎ 052-954-6717 ▼名古屋高等技術専門学校 ☎ 052-917-6711 ▼岡崎高等技術専門学校 ☎ 0564-51-0775

2021年度 第3回理事会が開催される

2022年3月29日(火)に、刈谷商工会議所 2F 大ホールにて刈谷労働基準監督署木下署長をお迎えして理事21名、監事2名出席のもと2021年度第3回理事会が開催されました。

小嶋会長の挨拶に続き、小嶋会長の議長の下、下記の内容の審議、報告が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。

最後に刈谷労働基準監督署木下署長より、労働災害の発生状況及び最近の労働基準行政の動向等について講話がありました。

その中で刈谷署管内の昨年の休業4日以上之死傷病報告が速報値で594件（前年同期比+96件増）でその内コロナ等の疾病による罹患が63件含まれているものの昨年より増加傾向になっていること、業種別で見ると製造業の輸送用機械が80件（前年同期比+39）で倍増しており、リスクアセスメントの定着を推進して災害を減らしていきたいと話されました。

そして、最近の労働基準行政の動向として、石綿事前調査結果報告制度等（電子受付システム）や最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業等への支援施策等について説明されました。

主な審議事項

- 議案 1. 2022（令和4）年度事業方針案・事業実施計画案並びに予算案承認の件について
- 議案 2. 常勤役員の報酬額等承認の件について
- 議案 3. 入会事業所の承認の件について

主な報告事項

- ① 2022（令和4）年度第1回理事会、第10回定時会員総会、臨時理事会について
- ② 理事変更の有無についての確認について



入会事業所紹介

2021年度、入会された事業所を紹介致します。

事業所名	業種
有限会社天美堂塗装処	塗装工事業
株式会社ハジメサービス	清掃業
有限会社丸鉄塗工店	塗装業
スズデン工業株式会社	電気工事業
山本造園株式会社	造園業
アドバンスト・ロジスティックス・ソリューションズ株式会社	運輸に付帯するサービス業

『企業の労働 110 番「労働相談室」設立式典』開催

さる4月15日愛知県下各労働基準協会は、ウィルあいちにおいて『企業の労働 110 番「労働相談室」設立式典』を開催しました。

当協会では従来より労働相談室『企業の労働 110 番』を設置し、企業から寄せられる、法律内容のご質問、行政への手続方法、就業規則作成・改訂、労使紛争解決などのさまざまな相談活動を無料で実施しています。

今般、この相談事業について（公社）愛知労働基準協会が当協会に委嘱し、愛知県下全労働基準協会の会員企業を対象を拡大したことから本式典を開催しました。



西村司会長

設立式典では、はじめに（公社）愛知労働基準協会 西村司会長（大同特殊鋼㈱代表取締役副社長執行役員）が「近年、労働に関する法改正が相次ぎ、内容も多岐にわたり企業の担当者は苦勞している。『企業の労働 110 番 労働相談室』では社会保険労務士がメインとなり、上席アドバイザーとして各労働基準協会の専務理事が各分野の専門家として助言を行うことになっている。ぜひ活用いただきたい」と開会挨拶を行い、続いて、建設業労働災害防止協会愛知県支部 野原敏裕専務理事より「『企業の労働 110 番 労働相談室』は、労働問題であればなんでもいつでも企業の立場で企業防衛、繁栄のための対策をアドバイスしてもらえるとされている。建災防においても専門家による労働相談を行っている。県下共通の労働相談室が開設されたことで、災害防止、労働条件の向上について水準の向上が期待できる。会員にとって相談しやすい、頼りなる相談窓口になることを期待します」と来賓祝辞がありました。

次に、『企業の労働 110 番』労働相談室 墨華代相談室長（特定社会保険労務士）より相談事業について説明を行いました。

その後、岡崎労働基準協会 加藤善士専務理事（『企業の労働 110 番』労働相談室上席アドバイザー、医学博士、社会保険労務士、労働安全衛生コンサルタント）が「トラブルのない円滑な労務・安全衛生管理の実施」と題する特別講演を行い、設立式典は終了しました。

【愛知県下労働基準協会『企業の労働 110 番』労働相談室】

（企業の労働 何でも 110 番）

相談専用ダイヤル 企業の労働 110 番 ☎ 052-961-7110

メール相談 roudou110@meihokurouki.or.jp

ファックス相談 FAX (052) 961-9635

来局相談 （一社）名北労働基準協会 1 階相談室
名古屋市北区清水 1 丁目 13-1（電話予約要）

平日 月～金 8：30～17：30（土日祝日等除く）

※労働相談は、秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイスします。労働者の立場からのご相談には応じません。愛知県下労働基準協会の会員企業様は、解決まで何度でもご相談ください。協会に未入会の企業様は、初回（一社）名北労働基準協会にご来局いただいた場合に限り、無料でご相談に応じます。当協会の管轄外地区の関連・協力企業もご利用が可能です。ぜひともご相談をお勧めください。



労務人事・相談窓口担当者 「育児休業・パパ育休研修」研修開催

(一社) 名北労働基準協会

愛知県下各労働基準協会は令和4年4月施行「改正育児・介護休業法」に企業が円滑に対応し、男女ともに仕事と育児が両立できるよう、下記のとおり法改正に関係するさまざまな立場の方を対象とした「育児休業・パパ育休研修の開催」、「労働者からの相談代行」を行っています。

『1、労働者・出産育児を申し出た労働者へのインターネット研修』

育児休業や産後パパ育休の内容を企業担当者が説明することも、労働者が理解することも難しいものです。説明に手慣れた専門家が、パワーポイントスライドを使い、楽しく分かりやすく法律の概要等を解説します（令和4年4月18日現在10名利用）

『2、労務人事・相談窓口担当者研修「育児休業・パパ育休研修」』（会場・インターネット研修）

改正育児・介護休業法の対応、実施すべき義務の一つである相談窓口の設置には、まず法律の内容を正確に知ることから始まります。法律の概要、改正のポイント、相談対応の留意点を体系的に解説します。

『3、育児休業・パパ育休労働者からの相談代行』

愛知県下各労働基準協会では企業の委託を受け、労働者が育児休業・パパ育休等の相談できる、企業の外部相談機関「勤労者労働総合相談センター」を開設しております。社会保険労務士等の労働法令に明るい専門家が相談に応じるため、労働者も安心して相談をすることができ、深刻な労働トラブルを未然に防止します。

さる3月18日は、当協会において『2、労務人事・相談窓口担当者向け「育児休業・パパ育休研修」』を実施しました。

本研修は、本年4月施行改正育児介護休業法に事業場の労務人事担当者、育児休業・パパ育休相談担当者が適切に対応するため、会場における対面受講とインターネット受講で実施しました。

研修当日は、愛知県内事業場より労務人事担当者7名が参加。はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し当協会 市之瀬専務理事・事務局長が挨拶を行い、続いて法改正で求められる「相談室の設置」には法律の内容を正確に把握することが必要であることから、講師の朋労務コンサルタントオフィス所長藤原社会保険労務士より法律の概要、改正のポイント、相談対応の留意点が体系的に解説されました。

またインターネット研修受講者31名は、対面研修実施1週間後を目安に手元に届く資料と視聴パスワードとともに各自受講。当協会に受講終了連絡をすることで修了証を発行しました。

『2、労務人事・相談窓口担当者向け「育児休業・パパ育休研修」』のインターネット研修は、令和5年4月末まで受講できます（会員3960円、非会員4840円）

『1、労働者・出産育児を申し出た労働者へのインターネット研修』『3、育児休業・パパ育休労働者からの相談代行』について、料金など詳しくは当協会ホームページ掲載案内ほか、事業企画推進部（☎052-961-3655）までお問い合わせください。



①「育児休業・パパ育休研修」
当協会3階大会議室



②藤原社会保険労務士



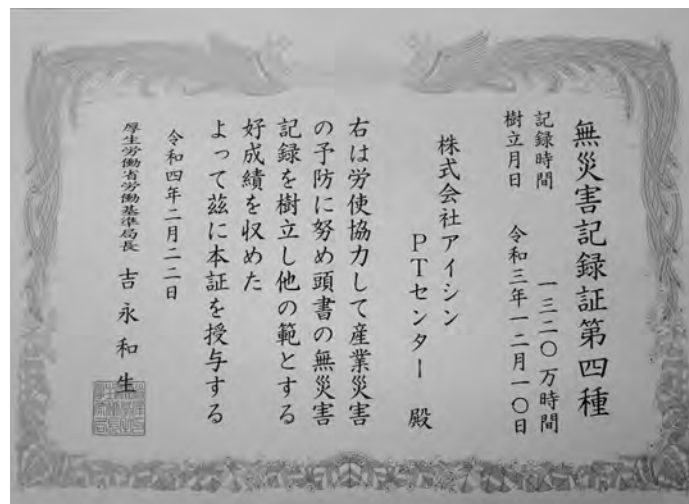
無災害記録証伝達式

刈谷労働基準監督署

去る令和4年3月18日(金)に、第四種無災害記録を達成されました 株式会社アイシン PT センター岡田工場長様に、厚生労働省労働基準局長無災害記録証を伝達しました。

記録証を受けられました事業場におきましては、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展開され、さらに上位の無災害記録を目指していただきたいと思います。

株式会社アイシン PT センター
(自動車部分品・同付属品製造業)
第四種無災害記録「1320万」時間達成



第13次労働災害防止計画の最終年度を迎えて

刈谷労働基準監督署

労働基準行政は、労働者に健康で安心して働ける職場をつくり、豊かでゆとりある生活を送っていただくことを目指して、賃金や労働時間といった労働条件の確保、労働者の安全と健康の確保、迅速で的確な労災補償などの業務に取り組んでおります。

今回は、新年度のスタートに当たり、労働者の安全と健康の確保のための「労働災害防止計画」についてご説明します。

労働災害防止計画とは、労働安全衛生法第6条の規定により、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要対策や重要事項を定めた5か年計画のことをいいます。

この計画は、昭和33年度を初年度とする第1次労働災害防止計画以降、中断することなく策定され、本年度は、2018年度から5か年の第13次労働災害防止計画の最終年度に当たります。

第13次労働災害防止計画においては、

- ・ 死亡者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少
- ・ 休業4日以上死傷者数を2017年と比較して2022年までに5%以上減少

を全体目標として、製造業、建設業といった重点業種や健康確保対策、健康障害防止対策についても、別途、数値目標を設定しております。

また、この国の目標を達成するため、各都道府県労働局と各労働基準監督署においても、それぞれの管内事情を踏まえた第13次労働災害防止計画を策定しております。

当署版「第13次労働災害防止推進計画」では、

- ① 死亡者数を毎年3人以下とすること
- ② 休業4日以上死傷者数を2017年の488人と比較して2022年までに10%以上減少し、439人以下とすること

を全体目標として、

- ③ 製造業及び建設業における死亡者数を毎年1人以下とすること
- ④ 製造業でははさまれ・巻き込まれ災害及び建設業での墜落・転落災害による休業4日以上死傷者数を2017年と比較して2022年までに各10%以上減少
- ⑤ 転倒災害による休業4日以上死傷者数を、毎年、前年と比較して減少
- ⑥ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店における休業4日以上死傷者数を2017年と比較して2022年までに5%以上減少

という個別の数値目標も設定しております。

先般確定した当署の2021年の労働災害件数は、幸い死亡者数が0人であったものの、休業4以上の死傷者数は604人で、残念ながら2017年の488人と比較して116人増加しております。

第13次労働災害防止計画の最終年度を迎え、とりわけ全体目標を達成すべく、会員のみなさまとより一層連携して参りたいと存じますので、何卒よろしく申し上げます。

一般社団法人 東海労働経済研究所
 代表理事 小栗 利治
 (前愛知紛争調整委員会委員)

副業・兼業の増加と対応

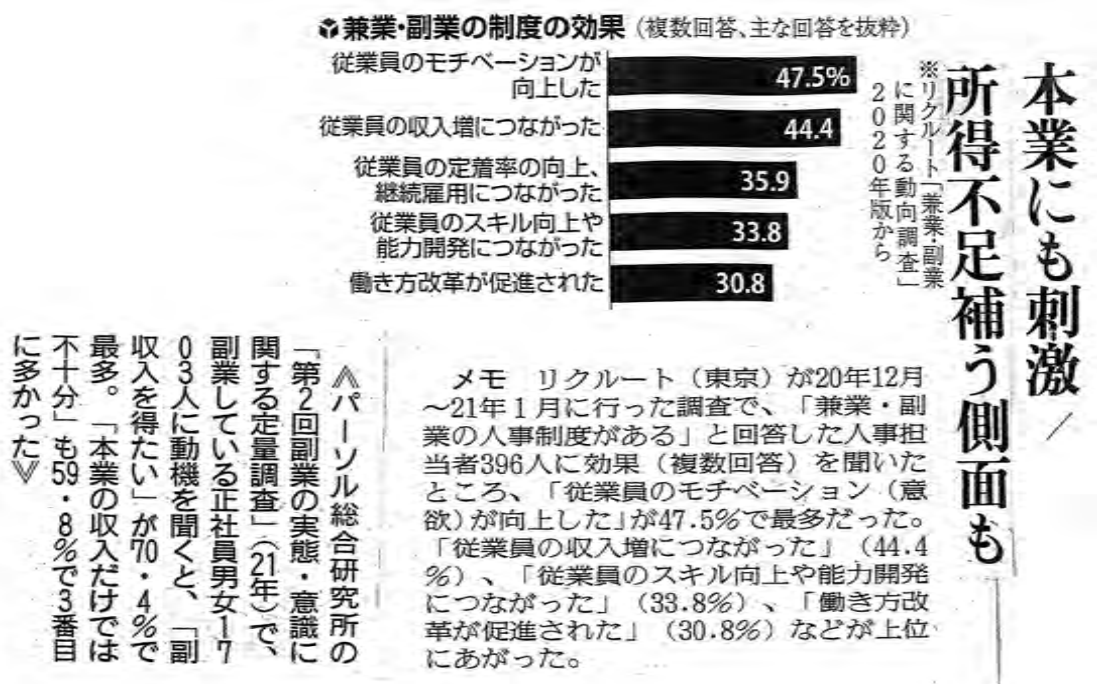
1. 二重雇用 可か否か

今年の2月22日付読売新聞「今を語る」欄で中央大学阿部正浩教授が「副業・兼業学びと成長の契機」と題して「本業にも刺激、所得不足補う側面も」と副業が増加傾向にあることを指摘されている。

阿部教授は「兼業や副業は昔からあります。農家は兼業が多いし、自営業も副業の多い分野です。2017年に政府が働き方改革の一環として、兼業・副業の普及促進を掲げたことがあります。その結果、これまで副業に制限をかけてきた企業が社内規定などを見直し、会社員も副業しやすい環境が整いつつあります」と述べておられる。更に下表をご覧ください。

下表等は新聞に記載されていたものであるが、念のため、個人的にパーソルの人事部の担当管理職に話を伺ったが、要領を得なかった。(小職はかつて相当期間に亘り当該会社の顧問職)

新聞記事は続く。



2. 同一企業内に正規・非正規雇用と派遣混在

現時点での実態である。

経団連の20年の調査で副業・兼業を認めている企業は22%と多くないと阿部教授は太字で述べておられる。さて昔はどうであったか。

当職が調査した社団法人 全国労働基準関係団体連合会が労働省委託事業として作成した社会福祉施設モデル就業規則（作成日の記述なし）第 11 条（順守事項）職員は、次の事項を守らなければならない。

⑤ 許可なく他の法人等の業務に従事しないこと。また平成 25 年 3 月厚生労働省労働基準局監督課作成の「モデル就業規則第 3 章服務規律」

第 11 条（遵守事項）

⑥ 許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。と副業禁止の規定を設けている。

(6) 菅野和夫「労働法第十一版補正版」の学説

従業員たる地位・身分による規律の違反（同書 670 頁以下参照）

(イ) 無許可兼職 就業規則上は「会社の許可なく他人に雇い入れられること」を禁止し、その違反を懲戒事由としているものが相当数ある。裁判例は、このような兼職（二重就職）許可制の違反については、会社の職場秩序に影響せず、かつ会社に対する労務の提供に格別の支障を生ぜしめない程度・態様の二重就職は禁止の違反とは言えないとするとともに、そのような影響・支障のあるものは禁止に違反し、懲戒処分の対象となると解している。

たとえば、労務提供に支障をきたす程度の長時間の二重就職や、競業会社の取締役への就任、使用者が従業員に対し特別加算金を支給しつつ残業を廃止し、疲労回復・能率向上に努めていた期間中の同業会社における労働。病気による休業中の自営業経営などが、禁止に該当する二重就職とされている。

二重就職も基本的には使用者の労働契約上の権限の及びえない労働者の私生活における行為であるので、その許可制の規定を上記のように限定解釈することは正当である。

「企業にスキルアップによる費用負担が困難な場合、企業に余力がなくなっている場合、労働者に副業を通して新しい考え方や知識を学び、スキルを高めて成長してもらう。そこから本業の成果につなげたり、新たなビジネスが生まれたりする…それが、政府が新しい働き方として進めようとしている副業・兼業の姿なのでしょう」と阿部教授は語られている。

従って正規雇用労働者の副業も、単に本人の「かせぎ」が目的であった場合、競業避止義務違反として、企業はその者に懲戒の処分をすることまで、幅広い正規雇用者の副業を許しているとは言えない。

また非正規雇用の労働者が、生活の手段として二重雇用に依拠している場合、これを否とする社内処分は無効となるのではあるまいか。

阿部教授は「副業や兼業に積極的に取り組むかどうかは個人の考え方によります。新しいことを始めるのは簡単ではありません。ただ副業なら失敗しても本業があります。やれる土壌はできつつあるので、今とは違う仕事にチャレンジしてみるのもいいかもしれません」。

《会社概要》

企業名 神杉酒造株式会社
代表者 代表取締役社長 杉本 多起哉
所在地 安城市明治本町 20 番 5 号
創業 1805 年（文化 2 年）
事業内容 日本酒、本みりん、焼酎、あま酒等の製造・販売
従業員数 12 名（2022 年 3 月 29 日現在）
U R L <http://www.kamisugi.co.jp>



《VISION》

当社の商品は地元愛知県安城産の酒米「夢吟香」「若水」を使用し、仕込水には安城市を流れる矢作川の伏流水を使用しています。1805 年（文化 2 年）の創業以来、西三河を代表する酒蔵として伝統と心と技をもって丹精込めた商品の提供を目指しています。

《主要な販売商品》

【常時販売商品】



▲碧海野
純米大吟醸



▲純米大吟醸
若水穂



▲人生劇場



▲無濾過生原酒

〈商品の特長〉

- 碧海野 純米大吟醸…地元産『夢吟香』100% 使用、最高峰の純米大吟醸です。
- 純米大吟醸 若水穂…地元産『若水』100% 使用、食中酒に適した純米大吟醸です。
- 山麩純米 人生劇場…名古屋飯にベストマッチな燗酒。
- 特別純米無濾過生原酒…しばったままボトリングしたオールマイティな生酒。

《販売方針・イベント》

当社では、毎年 3 月に「蔵開き」イベントを開催し、従来の商品だけでなく新酒の販売や関連商品、地域の特産品販売を行い、皆様に当社を知る機会を設けています。このイベントは JR 東海「さわやかウォーキング」や名古屋鉄道「名鉄ハイキング」コース内の立寄りポイントとなることもあり、多くの方に参加していただくイベントとして定着しています。

また、10 月には「初しぼり新酒まつり」を開催し、蔵開きイベントと併せて弊社商品の魅力を発信しています。



▲蔵開きの様子

第10回 定時会員総会のご案内

第10回 定時会員総会を、来る5月20日(金)午後2時よりあいち産業科学技術総合センター産業技術センター 交流ホールにて開催いたします。

※詳細は同封の案内をご覧ください。同封のはがきにて出欠のお返事をお願いします。

全国安全週間説明会のご案内

1. 日時及び会場

- 6月1日(水) 13:30～15:30 アンフォーレ (安城地区)
6月2日(木) 13:30～15:30 碧南商工会議所 (碧南地区)
6月3日(金) 13:30～15:30 あいち産業科学技術総合センター (刈谷、知立、高浜地区)

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**お席は指定席**とさせていただきます。
参加者は **1事業所1名** をお願いいたします。

2. 次 第

- 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 各支部長
刈谷労働基準監督署 橋本 署長 (小田副署長)
- 2) 説 明 ① 「労働基準行政における課題と対策について」
刈谷労働基準監督署 第二方面主任監督官 小原 智彦
② 「刈谷署管内の労働災害の傾向と安全週間実施要綱等について」
刈谷労働基準監督署 地方産業安全専門官 村田 亘
「職場、働く人のための熱中症対策」(仮題)
株大塚製薬工場 小豆畑 伸吾氏

3. 会 費 無料 (非会員の方も無料です)

- ◎ 参加をご希望される方は、お手数でございますが裏面の参加申込書をご記入いただき期日までにお申込み下さい。お申込書が届きましたら、受付№を記入して返送いたしますので当日ご持参下さいます様お願いいたします。

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費		
				会員	非会員	
技能講習	31H フォークリフト	(学) 6月3日 (実) 6月4・5・12日	(学科) あいち産業科学技術総合センター (実技) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円		
		(学) 7月1日 (実) 7月2・3・9日				
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	6月7・8日	満席	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		6月16・17日	満席	あいち産業科学技術総合センター		
		6月22・23日	満席	刈谷商工会議所		
		6月27・28日	満席	あいち産業科学技術総合センター		
		7月27・28日	満席			
	有機溶剤作業主任者	6月16・17日	満席	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		6月20・21日	満席	岡崎コンファレンスセンター	12,980 円 (昼食は各自持参)	
		7月4・5日		あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
酸欠・硫化水素危険作業主任者	7月13・14・15日		あいち産業科学技術総合センター	19,210 円		
特別教育	プレス金型	(学) 6月9日 (実) 6月10日	満席	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
		(学) 6月14日 (実) 6月15日	満席	刈谷商工会議所	16,000 円	19,000 円
	(学) 7月19日 (実) 7月20日					
	機械研削といし	(学) 7月7日 (実) 7月8日	満席	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
	フルハーネス型墜落制止用器具	7月12日	満席	あいち産業科学技術総合センター	9,700 円	12,700 円
その他の教育	有機溶剤業務従事者教育	6月2日		あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円
	衛生管理者受験準備勉強会	6月6・7日		あいち産業科学技術総合センター	19,500 円	22,500 円
	安全衛生推進者養成講習	6月27・28日		あいち産業科学技術総合センター	17,830 円	
	職長教育(製造業)	6月29・30日		あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円
		7月26・27日				
	職長・安全衛生責任者教育(建設業)	7月26・27日		あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円
	フォークリフト従事者教育	7月21日		あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円
安全管理者選任時研修	7月4・5日		あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円	

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	ガス溶接作業主任者	7月21日	7月23日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ教育センター	13,780 円
	乾燥設備作業主任者	7月4・5日		ポ ー ラ ビ ル		13,340 円
		7月19・20日		ポ ー ラ ビ ル		
	はい作業主任者	7月25・26日		ポ ー ラ ビ ル		12,895 円
	石綿作業主任者	7月7・8日		ポ ー ラ ビ ル		13,280 円
		7月17・18日		ポ ー ラ ビ ル		
7月22・23日			ポ ー ラ ビ ル			
その他	局所排気装置自主検査者	7月11・12日 13 or 14日		ポ ー ラ ビ ル		63,000 円
	マスクフィットテスト	7月12日		名古屋市公会堂		26,080 円
	建築物石綿含有調査者	7月26・27日		国際会議場		45,280 円
	衛生管理者	7月14・15・ 21・22日		日本特殊陶業 市民会館		28,600 円

西三河協会主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場
自由研削といし特別教育	6月9日	豊田市福祉センター
第1・2種 衛生管理者勉強会	6月8・9・10・24日	岡崎市中小企業・勤労者支援センター
職長教育	6月22・23日	岡崎市中小企業・勤労者支援センター
職長・安全衛生責任者併合講習	6月22・23日	岡崎市中小企業・勤労者支援センター
	6月28・29日	豊田市福祉センター
産業用ロボット特別教育	6月21—27日	(学科) 豊田商工会議所 (実技) グローバル安全衛生教育センター
	7月5・6・7 or 8日	(学科) 岡崎市中小企業・勤労支援センター (実技) グローバル安全衛生教育センター
低圧電気特別教育	6月28・29日	岡崎市中小企業・勤労者支援センター
安全管理者選任時研修	7月29日	西尾市文化会館

※西三河協会主催講習会を受講希望の方は、刈谷労働基準協会へお問い合わせ下さい。

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1日研修会	7月22日	刈谷商工会議所	16,830 円	18,700 円

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 緑
 不 休 災 害 黄
 休 業 災 害 赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



ミドリ安全が、働く女性の
あらゆる安全をサポートします

ワーク女子力サイトはこちらから
midori-anzen.co.jp/mwj/



エコマークアワード2017
最優秀賞受賞

MIDORI
LADIES' WORKS COLLECTION

明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿掲載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿掲載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《四大定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥25,715+税

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主要行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/6,400頁/15,000円+税

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)労働調査会 中部支社
〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073

◎労働基準調査局とは一切関係ございません。(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073

定価一五〇円